

建設水道常任委員会

平成18年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二 ○浦野 圭司 小野 隆雄
吉川 勝義 中川 靖広

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 助 役 | 芳村 是 |
| 収 入 役 | 中野 秀樹 | 総 務 部 長 | 植村 哲男 |
| 都市建設部長 | 藤本 宗司 | 建 設 課 長 | 加藤 保幸 |
| 同 課 長 補 佐 | 佃田 眞規 | 観 光 産 業 課 長 | 今西 弘至 |
| 同 課 長 補 佐 | 川端 伸和 | 同 課 長 補 佐 | 角井 敏文 |
| 都市整備課長 | 藤川 岳志 | 都市整備課参事 | 堤 和雄 |
| 同 課 長 補 佐 | 井上 貴至 | 上 下 水 道 部 長 | 池田 善紀 |
| 上水道課長補佐 | 井上 究 | 下 水 道 課 長 | 谷口 裕司 |
| 同 課 長 補 佐 | 上田 俊雄 | | |

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 吉川委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第74号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ついてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長 議案第74号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。まず6ページをよろしく願いいたします。

まず、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金で4千万円増額、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、人件費及び事業費に係る一般会計繰入金と

いたしまして168万5千円の増額。

次に、7ページをお願いいたします。第6款諸収入、第1項雑入、第1目雑入でございます。消費税の確定申告に伴います還付金の額の確定によりまして、330万8千円を増額。次に第7款町債、第1項町債、第1目下水道事業債でございます。国庫補助金の増額により4,070万円の増額をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。8ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。人件費で21万4千円増額。

次に、9ページをお願いいたします。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管きよ等新設改良費でございます。職員手当等人件費で47万9千円、汚水処理施設整備交付金事業の追加に伴い工事請負費で8,500万円、合計8,547万9千円の増額をお願いするものでございます。

最後に3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。

公共下水道事業債でございます。第7款町債で公共下水道事業債の増額に伴い、限度額を7億1,730万円に、また、利率につきましては日本銀行の量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されたことにより借入利率の上昇が予測されることから予算に定めております起債の利率3.5%以内を4.5%以内に変更をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもって、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。

(1ページ朗読)

下水道課
長

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。

宜しく、ご審議賜り、何卒、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 ちょっとまだわからないんですが、地方債の補正の利率の中でね、但し書きが入っておるので、素朴に考えてね、別に利率が上昇見込まれるということで、課長説明いただいたんですが、4.5%以内としとく方がわかりやすいことはわかりやすいんですけどね、ただしそこまでする必要があるのかなという素朴な疑問あるんですが、わかりやすくちょっと説明していただけないか。

下水道課長 今委員長おっしゃった利率の変更しておく方がいいのやろなという感覚に加えまして、これにつきましては、地方債といいますのは予算議会決定後、折衝されるということで、許可を受けるのが最終年度末近くになるというようなこともあります。そういう事から利率最高限度額を何パーセント以内というような形で予算設定するというようなことが定説になっておりまして、そういったことから現段階、簡単に言いますと実質の市場金利がだいたい2.5%ぐらいであるというようなことから、これに2%を見込んで4.5%というような形で現在措置させていただきたいというような考え方でおりますので、ちょっと簡単すぎるような説明になりますけども、よろしく願いいたします。

小野委員 安全にやっていけるという意味での補正というように考えていいのか、それだけの事なんですけどね、必要であるということでやってきてることやから、それで結構やと思います。結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第74号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第76号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道部長 それでは、議案第76号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。

それでは、まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道部長 それでは、補正予算の実施計画書によりご説明いたします。予算書の4ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出であります。収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益、第2目受託工事収益で、消火栓工事及び下水道関連工事の受託工事の増によりまして、412万9千円の増額補正であります。

支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用で人事異動等による人件費関係及び受託工事費の増、減価償却費の減などにより差し引き431万4千円の増額補正であり、内訳として第1目原水及び浄水費で19万4千円の増額、第2目配水及び給水費で920万4千円の増額、第3目受託工事費で消火栓工事及び下水道関連工事の受託工事の増により412万9千円の増額、第4目総係費で78万7千円の増額、第5目減価償却費で年度末見込みから1,000万円の減額でありま

す。

次に、第2項営業外費用では企業債の償還利子確定によりまして92万6千円の減額であります。

次に5ページをお願いします、資本的収入及び支出では、収入の第1款資本的収入、第1項企業債で老朽管更新事業の財源手当として2,000万円の増額補正、第3項工事負担金で下水道工事に伴う水道管支障移設工事の減により6,500万円の減額補正であります。

次に、支出では第1款資本的支出、第2項企業債償還金で企業債の償還元金確定により45万1千円の増額補正であります。

それでは1ページにお戻りください。朗読を持ちまして、ご説明とさせていただきます。

(1ページ朗読)

上下水道
部長 以上でご説明とさせていただきますけれども、何卒原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 先程の公共下水道の地方債の補正もそうですけど、これ今回の地方債も2,000万円の増額補正というんですか、これは1%の金利の上昇を見込んでの、聞き逃してたらすんませんが、それとも事業拡大するための補正なんか、金利1%上昇するための増額なんか、すんませんが。

上下水道
部長 まず、先程の公共下水道につきましては、国庫補助金も増えました。4,000万円。それについて事業拡大するための関連する補正でございます。それと水道事業会計の方につきましては、年度末を見越す中で財源手当てというか収入、損益状況を見る中で2,000万円の企業債の補正をさせていただいております。それともう一点は、年度

途中でも国庫補助補正させていただいております水道事業会計。その時には補正しなかったんですけども、今回事業も増えておりますので、関連して年度末を見越して財源手当てのために2,000万円増額させていただいておりますので、利率のこの変更したための補正ではございません。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第76号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第77号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第77号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)でご説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課
長

それでは、添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませ
でしょうか。

工事の概要についてご説明をさせていただきます。

稲葉西1丁目地内で岩瀬橋西詰めを町道502号線から竜田川右岸
町道501号線を北上し、竜田大橋交差点を左に曲がり、国道25号
線を横断し、県道王寺・三郷・斑鳩線を西に向け、龍田西2丁目地内
まで路線延長といたしまして約900m、その内容といたしましては、
泥土圧式ミニシールド工法で口径1,000mmを施工する工事でご
ざいます。

去る、11月8日に制限付一般競争入札を執行いたしましたところ、
低入札調査基準価格を下まわっていたことから低入札価格調査を実施
いたしました。

その内容は、低入札価格調査制度の取扱いに基づき調査の実施項目
にそって各項目ごとに資料の確認をし、11月24日に事情聴取を行
いました。当日、業者側といたしまして、鹿島建設株式会社関西支店
土木部担当部長、土木部工務グループ長及び奈良営業所長が出席し、
執行側といたしまして、企画財政課長及び課長補佐、そして私、下水
道課長補佐及び事業係長により聞き取り調査を実施いたしております。

まず、積算関係につきましては11月9日に提出されました見積書
を照査し、発注設計書と金額的に開きがある項目につきまして事情聴
取を行いました。まず、シールド機械などの機械損料及び施工につき
ましては、施工実績に基づき経験値を踏まえ検討された価格を採用さ
れているということを確認いたしております。

次に、資機材の調達につきましては、協力子会社を通じて受注した
価格であり、品質確保された製品を安価に入荷でき、設計図書に示さ
れた資機材であることに間違いのないことを確認いたしております。

次に、労務費等につきましては、概ね適正な価格で設定されている

ことを確認いたしております。また、諸経費につきましては積み上げ経費分は、設計価格が保たれており、特に、安全費につきましては設計価格に対し十分計上されていたことから、工事を実施するには問題ないものと判断いたしております。

最後に、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、関連する手持ち工事の状況、事業所、倉庫等の地理的条件、手持ち資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係、手持ち機械数の状況、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した同種の公共工事及び発注者、経営内容などにつきましても入札執行部局と共に調査をいたしており、特に問題ないものと確認いたしております。

以上より、書類及び聞き取り調査におきまして、設計仕様書及びそれに基づく現場調査も十分に行われ、事前に施工条件を把握し、実際の施工実績に基づき積算されていることを確認いたしましたことから、適正に履行がなされると認め、奈良市高天町38番地の3、鹿島建設株式会社奈良営業所、所長、九鬼隆理と4億8,825万円で工事請負契約の議決をお願いするものでございます。

工事期間につきましては、議決後、545日、平成20年6月16日までを予定いたしております。なお、発注後の現場の監視につきましては、施工計画書、施工体制台帳、実際の施工状況等が今回、調査いたしました内容と相違していないか、また適時、重点管理が出来ているか、下請業者に対する対応や管理状況の確認をすると同時に安全管理、品質管理、工程管理等の実態把握に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第77号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 発進立坑の場所なんですけども、今一軒家の交差点の角が立ち退き

になって、学童の歩道が仮設的に造られてる場所が発進立坑の印の場所なんですけども、工事車輛とか発進立坑の設置場所とか、それと到達立坑の立坑の場所とかまた工事車輛の場所とかどのようにお考えなのかを聞かせていただけますか。

下水道課長 発進立坑の場所でございますが、今パークウェイとの協議、パークウェイの関係等もございますので、奈国及び都市整備課とも協議しました中で、今立ち退きしていただいた空き地の所に発進立坑を設置するという事になっております。そして学童関係につきましては、教育委員会とも十分安全な対応できるように調整はさせていただいております。そして、到達立坑につきましては、県道王寺三郷斑鳩線の西の山の約手前ですねけども、そのちょうどどう言いますか都市下水路を越したところに発進立坑を築造する予定でございます。

そうしたことから、全体的にまた今担当課との協議を進めておりますが、また業者の方議決いただきましたら、業者の方の現場担当の者とまた詰めた、掘り下げた協議を進めてまいりたいと、そして安全に施工できるように対処していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

小野委員 この低入札価格の調査制度というのが、前回の議会に引き続いてということで、私達もちょっと慣れてきたのかな、課長も失礼ながら説明も懇切丁寧でありがたいなど、すごくわかりやすかったなと思うんですが、先般、この結果、私達のレターケースに入れておいていただいたこの入札結果ということなんですが、ちょっと少し素朴な疑問なんですが、この事情聴取と言うんですが、その調査を始めるのが可及的速やかということで規定されておるんですね。その中でね、これは11月8日に結局、郵便入札ですね、開封したということで、その下に注意書きとして、11月24日、鹿島建設株式会社より聞き取り調査した結果ということで、24日から始められたと明記されておるんですが、2週間以上、何か空けてあるのは何か理由があるのかとい

うことをちょっと。

下水道課
長

一応、現段階で、11月8日応札で、11月24日に事情聴取ということですが、まず、改札された日から1週間以内に手持ち工事の状況や手持ち資材の状況、資材の購入予定等、手持ち機材の状況諸々の調査をさせていただきます。そうしたことから、日程を設定していただいたというようなことでもございます。そして、積算内訳書の分析や業者に対します事情聴取の段階で我々執行側といたしまして積算の内訳を十分把握して分析をした上でのヒアリングというような形で思っておりますので、時間的にちょっと余裕をいただいておりますということをご理解をいただきたいと思っております。

小野委員

ちょっと私勘違いしてるのかわかれへんね。調査を始めてあって24日に最終的な聞き取り調査をした結果、という考えで、この24日の時点で鹿島建設と落札者が決定したと、だからそんだけ空いてるんだということで、ちょっと読み違えてましたので、大変失礼しました。それはそれでよろしいんですがね。それとね、これ郵便入札というのはこういうものなかなというように素朴にも思っておりますが、次の方のこともあるんですがね、その次の時にまたちょっと聞かせてもらおうと思ったんですが、今、前回の時にこの現場、現場と言うんか、工事に今回新たに2社が参加されておって、それで前回の例のこちらから指名停止した以外の6社が参加してきてないんですね。こういうことは自然と言うたらおかしいけどね、一回そうして前回の3ヶ月前に応札してきた業者が大量にね参加してこないというのは、なんか一般競争入札の中でのハードルを高くしたとか低くしたとか、その辺業者が自由に参加してくるのが、こういう指名競争入札の全く違う新たないい方法だということを報道でも色々言うてますけどね、こんだけ違うのかなあとちょっと不思議に思うんですが、この点についての感想というかね、そのそれはどのように執行される、どのように考えておられるのか、そら自然な方法だと言うのならそれで結構なんですが、

何か、これも低入札価格にあたるということで、競争が少し過当競争になってるんじゃないかなという感じも報道されている、全体の中でね。このことについてもやはりダンピングの問題も色々ありますので、私どもの低入札価格調査制度を取りあげられてるということは、まさしく一番いい方法だなと今さらながら感心しながら見させてもうとるんですがね、その点も含めて、そういう業者が変わって応札してるということその仕組みというか、なぜそういう具合になるのかなということですね、ちょっと素朴な質問ですけど答えていただけますか。

助 役

総括的に審査委員会で審査をした立場から答弁をさせていただきたいと思います。今ご指摘のように以前の同じ現場、2箇所での入札時には業者が多くて、現段階では少なくなってるということでございます。公共11号の場合は前は5号でしたが、その時の入札参加された業者は11業者ございました。今回は同じ現場でも入札に参加された業者は7業者となっております。この中で1社だけ経審が満たない業者がありました。その業者は当然入札に参加できないこととなります。今回は不参加と、こういうことになっております。ただ感想ということをお聞かせしたわけですが、やはり企業内で色々協議されて前は参加したけども、今回は他の工事もあり、また色々と会社の事情もある、こういう判断から入札に参加しなかったのではないかとこの考えを持っています。また指名停止された業者もおりますが、前田建設工業株式会社を指名停止いたしました。そういうことから、1社が経審に到達しなかった、1社は指名停止と、こういうことで今回は2社の参加は減った。また、逆に指名停止を解除した業者も参加しております。会社の中の事情等によってこうした参加になったのではないかと解釈をしております。

小野委員

やはり企業ごとに色々応札するかどうかは当然、検討されての応札ですので、ただ一つちょっと助役の答弁でね、前回の応札してきてこの表に載った業者の中の1社が今度の経審に到達しなかったというよ

うに聞いたんですがね、ということは、前回のこの工事と今回の一般競争入札を執行されたこの工事とで、経審の点数が移動があったと考えてよろしいですか。それともその業者が、経審というのは年度ごとにその会社に対してのあれが何点というおりると思うんですが、こちらの方でハードルを上げたのか、向こうが何かの事情で、経審が年度の途中で下がるということあるんかどうかちょっと知りませんが、でもね、その点ももう一度教えてください。

助 役 年度当初の経審やなしに各社は決算時からそういうような事によって変わってます。それは国交省の方へ届けるということになっております。それでこの場合については、10月31日で本町はこの入札につきましては1,500点以上ということを決めておまして、しかし10月31日までは1,500点があったけども、その後、1,500点以下に下がったと、こういうことですので、そういう形で入札に参加できないと、こういうことですので。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第77号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第78号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第78号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 それでは添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。

工事概要につきましては、稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰め町道502号線から竜田川右岸町道501号線を南下し、町道503号線へ向け神南3丁目地内、塩田橋西詰めまで施工する工事で、路線延長といたしまして約430m、その内容といたしましては、泥濃式小口径シールド工で口径1,000mmを施工する予定でございます。

去る、11月8日に制限付一般競争入札を執行いたしましたところ、株式会社熊谷組奈良営業所が最低価格で応札し、低入札価格調査対象となりましたが、昨今、報道されております和歌山県での事件を受け、低入札調査を辞退するとの申し出があり、その結果、次点でございます株式会社奥村組奈良営業所が低入札調査対象者となり、低入札価格調査を実施いたしました。その内容は、先程、議案第77号でご説明いたしました内容と重複いたしますが、低入札価格調査制度の取扱いに基づき調査の実施項目に沿って各項目ごとに資料の確認をし、11月24日に事情聴取を行いました。当日、業者側より株式会社奥村組

関西支社土木技術部技術2課長、土木原価部原価課長、奈良営業所長及び奈良営業所営業課長が出席し、執行側といたしまして、企画財政課長及び課長補佐、そして私、下水道課長補佐及び事業係長により聞き取り調査を実施いたしました。積算関係につきましては11月13日に提出されました見積り積算書を照査いたしまして、発注設計書と金額的に開きがある項目について事情聴取をいたしております。

まず、シールド機械などの機械損料及び施工につきましては、連結子会社の協力による実施体制で資機材調達や下請体制につきましても確立されており、協力業者による設定価格であることを確認いたしております。

次に、資材価格につきましてはほとんどが設計金額を確保しておりましたが、設計金額より低額な資材について聞き取り確認をいたしました結果、協力会社から出された価格設定であり、供給実績から品質が確保された製品であることを確認いたしました。また、労務費等につきましては、概ね適正な価格で設定されていることを確認いたしております。また、諸経費につきましては、積み上げ経費分は、設計価格が保たれており、この現場におきましても、安全費につきましては設計価格に対し十分計上されていたことから、工事を実施するには問題ないものと判断いたしました。

最後に、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、関連する手持ち工事の状況、事業所、倉庫等の地理的条件、手持ち資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係、手持ち機械数の状況、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した同種の公共工事及び発注者、経営内容などにつきましても入札執行部局と共に調査をいたしており、特に問題はないと確認いたしております。

以上より、書類及び聞き取り調査におきまして、設計仕様書及びそれに基づく現場調査も十分に行われており、事前に施工条件を把握し、実際の施工実績に基づき積算されていることを確認いたしましたことから、適正に履行がなされると認め、奈良市高天町38番地の3、株式会社奥村組奈良営業所、所長、山口慶治と2億5,935万円で工

事請負契約の議決をお願いするものでございます。

工事期間につきましては、議決後、545日、平成20年6月16日までを予定いたしております。

また、発注後の現場の監視につきましては、先程の説明と同じく、施工計画書、施工体制台帳、実際の施工状況等が今回、調査しました内容と相違していないか、また適時、重点管理が出来ているか、また下請業者に対する対応や管理状況の確認をすると同時に安全管理、品質管理、工程管理等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第78号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 ちょっと教えてほしいんですけど、先程の分とこれとメーター数が約半分言うか、倍程違うんですけど、工事期間が545日に一緒になってる理由、それと発進立坑で7.2×7.2と書いてありますが、到達立坑はパイ10メーターとなっておりますけど、これ四角と丸の違いということですか。2点お願いします。

下水道課長 工事期間が同じであると言いますのは、これにつきましては、この工法につきまして、まず、延長も半分違う状況でございますが、到達立坑及び発進立坑等共通する部分がございますので、そうしたことから工期の調整をしてる部分も十分考えられるということでございます。また一方、岩盤が多い部分でございますので、そのシールドにおきましては、その日にち分もまた変わってくるということもございます。

そして、7.2×7.2、これにつきましては、角紋、シートパイプを打ち込んだ、矢板を打ち込んだ立坑で施工するのと、到達坑が丸

10ということでございますが、これは円形10メートルのライナープレートを設置するというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

吉川委員　この案件についてではないんですけど、これに関連してですね、パークウェイの橋の設計今やっていたらいいんですけども、これ今聞きますと20年の6月16日まで工期ということで、それとの関連を話し合っていたらいいんですけども、打合せしてですね、それ以後になるんかですね、いやもうその工事とは全然支障はきたさないとおっしゃるんならいいけど。まずそれ1点とね。これ立坑というんか神南の今県で借りておる所、岩瀬橋の所へ立坑やられるわけなんですけれども、あこは特にあれやる時にも資料出してもらってる3番目のところ見てもらったらわかるわけなんですけれども、安全対策、今も町へお願いして色々考えていただいているわけなんですけれども、実際にあこへ大きな建物建てられたら、もうあこの交差点全然見えなくなると思うんです。特に神南から行きますと坂になってますんでね、一旦停止のあれは、私は怖いので必ず止まりますねけども、やっぱり人間の心理というんか、すっところ行かれる方も多いわけなんですわ。これは気付けてもらうのが本当に大事なんですけれども、やはり先程申し上げたような方もおられますんでですね、その安全対策について、もし今もう考えておられるなら、これから業者と考えるんかですね、もう考えておられるのかですね、その2点。

下水道課長　パークウェイと橋梁との施工の取り合いの関係でございますが、これにつきましては、奈良国道事務所及び都市整備課におきましても十分工程の調整、施工の調整ですね、そういったことについては支障のないよう、支障をきたさないよう調整をとっております。そして、今ご心配していただきますその安全対策でございますが、実際に防音壁とかそういう色々な今まで現場を見ていただいた、実績の中から見ていただいたらおわかりだと思いますが、その例えば工事車輛の出入口、

もしくは見通しの悪い所につきましては、警備員を設置いたしまして、またその他カーブミラー等も設置をいたしまして、安全対策には万全を期するというような状況でございますので、ご心配いただいているようなことがないように十分配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉川委員 パークウェイとの関連についてもですね、パークウェイの工事が遅れんように細部に渡って調整していただいでですね、どちらもうまく工事が出来るように話し合いをしていただきたい。

安全対策なんですけども、特に危険な場所でございますので、警備員増やしてもらおうとかでんな、最善の努力をしていただくようお願いをしておきます。終わります。

委員長 他にございませんか。小野委員。

小野委員 また同じような質問になると思うんですがね、前回の時にも説明を受けてたのかなと思うんですが、前回この現場については、この工区については1社辞退ということですね、金額が、この説明もその前回受けてたんだかどうかわかりませんが、辞退と今回1社が低入札価格の調査を辞退されたことからということで、ここには書かれとるんですが、課長の説明では何か指名停止云々の話もちらっと出たように思うんですが、この先程申し上げた入札結果の中には熊谷組にあっては低入札価格の調査を辞退されたことからということで、調査できなかったのが失格。当然ですわね。その低入札価格調査を実施するということで、一番下の価格で応札されたからそれをしますと言う時点で辞退されたんだから当然失格という形で書かれて、そして今回、熊谷組については金額は一応あります。だけど、前回の時は金額なしで1社が、今回は参加してないんですが辞退ということ、前回も聞かせてもらったかと、思うんですが、一般競争入札でね、指名競争入札だったらね、その現場の時に辞退ということがあるかかなと思いますねけど、

応札さえして来なかったら辞退もあるんじゃないかなと。そのことも聞かせてもうたんかわかりませんねけど、再度、ちょっと説明してください。

助 役 当然今おっしゃるようにこの入札定価でいきたいと、これは応札しないということでもよかったんですが、今回の場合につきましては、低入札調査制度を実施してるわけでございます。そういった場合につきましては、その低入札金額を下回った場合には調査を行う、こういう事で辞退した者は当然調査対象にしないということになるわけでございます。そういう事で、この制度については次の応札した業者が調査対象となると、こういうことでございますから、応札した業者は会社内の事情があり、入札した後、自主的に辞退したと思っています。また、和歌山の談合の関係もあるように聞いており、こうした関係もあるのではないかと考えております。

小野委員 いやあの今回のそれはわかってますねけどね、前回の辞退ということで応札もされてなかったのを載っとるんですね。佐藤工業がね、金額が辞退ということで前回の入札結果、これをもう一回ちょっと説明してくれますかということをお願いしたいんですが。入札制度で辞退、一般競争入札の中でね、ここへ表に挙げてありながら辞退ということ、それちょっと制度がわからないんですがね、前回も聞かせてもうたんかなと思いますんでもう結構ですわ、この件について結構です。それとね、今度契約をしたいと、仮契約をされてる中のね、奥村組なんですけど、前回も応札されております。前回の金額、前回は5番目の札なんです。しかも3億3,100万円、多分これは低入札価格のその時のパーセンテージ聞かせてもうてたと思います。多分これは低入札価格には調査にはあたらなかったかなと思いますが、今回、前回の応札した、今回応札されたのがほとんどこれは予定価格一緒なんですよね、前回と今回の。その中で8,400万円、これは色々企業努力されたかなと思いますが、そうしたところで、この調査の中で确实

に履行するという判断で、それされたことに私は何ら誤りはないと思いますけどね。3ヶ月後にその色んな、以前、前回の時も聞かせてもらったけど、色々業者が努力されてるんだと、社会情勢がこうだろうという話も色々聞かせてもらいましたけどね、3ヶ月後にその8,400万円もね、言葉適当やないと思いますけどダンピングしてね、きてるということに対してね、やはり私は一抹の不安があるんです。そのことについて、この低入札価格調査された方たち、またチェックされた方たちはね、そのことについてね、何ら不安なしで仮契約まで結ばれて今議会に提出されてるんか。それらはどういうことで払拭されたのかね。先程の課長の説明では、この前、もう一つの方と同じようなことでおっしゃってますのでね、あまりにもちよつとそれはもうちよつと力入れてそういう不安がないということをね、やはり言ってもらいたいと思うんですが、その点はどのように思いますか。

下水道課
長

この株式会社奥村組の前回の応札との差、ご心配していただいている開きの問題でございます。これにつきましては、まずシールド工法につきましては、一つとして全国的に施工実績が少なかったことから、前回、会社といたしまして、リスク回避のための経費を含めて積算しておったというようなことで、今回この3ヶ月の間におきまして、色々な技術的な調査、もちろん一つの企業としての勉強ですね、研究を重ねたというようなことがございまして、問題なく施工できるというような結論を得たことから、リスク回避の積み上げ経費を削減し、見積りにしたというようなことで事情聴取の際に確認いたしております。そしてまた年度もこう半ばを過ぎた中で、奥村組自体、本社といたしましても創業100年を迎える節目であるというようなことから、手持ち工事の確保そして社会資本整備の貢献に寄与していくというため、受注意欲が非常に高まったというようなことが今回の大幅削減することにより応札できた理由であると、そのような形で確認させていただいております。以上でございます。

小野委員

多分そういう回答が出て、オーケーを出されて今日に至ってるんだと思うんですね。どうもね、ちょっとやっぱり理解しにくい点多々あるんですよ。その中で前回に色々議論させてもらった中でね、確かに予定価格というものは一番適正な価格ということで、担当の方で積み上げて予定価格を提出された。それで今、前回の時にも、この低入札価格制度に入らなければいけないような応札状況であると、その時に理事者側はね、今課長が言うてたような色んな技術面とかそれでということだけでこれだけ多いんやということもあって、これ同じ現場で2回あるんですね。だからそれら社会情勢を考慮すれば、今までの建設物価等色んな積算資料に基づいて積み上げてきて予定価格を決めてるといこと、その社会情勢を吟味してないいう状態にもなってくるんじゃないかと私は考える。だけどそれは特殊なもんだと、だからこの低入札価格調査制度でクリアしていくんだという考え方、これも私は正論だと思います。ただ今回の今の現場の方の、今の上程されてるこの現場については、その前回に3ヶ月の間で今課長が説明したようなことが、それはなぜ、その理由をもってやるというのには私は理解できません。はっきり言うてね。というのは、仮にですよ、3ヶ月前にこの業者が最低額を入れてたとしたら契約してたはずなんです。この業者がこの当時、もうじき出来上がる龍田汚水幹線ですかね、もう到達してるということで、また後で報告してもらえと思えますけどね、その業者であるということを考えていった時にね、やはり私はなんとも難しいことも考えていかなければいけないのかなと。それと今後の予定価格の積み上げ、こんな乱暴な言い方ですけどね、業者が過当競争してるんだったらね、過当競争してるようにね、そして応札してきてるとこはもう超大手なんです。絶対施工はしてくれます。安心して大丈夫ですよ。色んなことで指名停止せんなんような事態が出てこない業者であればね、今応札してきてるの全部きちっと仕上げてくれます。いい仕事もしてくれます。ということはこちらとしたり、価格を今のをベースにして今後積算していかれても、それで応じなかったら業者こないですよ。そしたらもう1回出しゃいいだけのことで

ね。そもそもこういう価格でやれるんだから、やっぱりやってもらえるのが適正な予定価格じゃないのかなと私は思うんです。まあそんな乱暴なことは出来ないという公共工事ですから、乱暴なことは出来ないという執行部の考え方もそれは正しいと思いますねけど、そういうことも一工夫されていく方が無駄遣いじゃない、儉約になってくるんじゃないかなと、そのように今率直に思っただけですが、もし今の時点でコメントいただけるんだしたらお願いしたいし、いやもうそういうことには意見として聞いとくというだけでしたらそれでも結構ですし、何か答弁いただければありがたいんですが。

助 役

前回の委員会で小野議員からこの奥村組の応札について、わずか3ヶ月で相当低い形で応札してきて、ちょっと理由がわからない、こういうこと指摘されました。その時に私が言いましたが、やはり一番心配なのは先程おっしゃったようなダンピング受注でございます。そういうようなものがこの3ヶ月の間において行われていたかということも含め十分調査するよう命じました。先程、課長が申しましたように、色々見積書を調べる中ではそういう事態がなかった。あくまでも機械損料、いわゆる機械製作所の協力を得て、機械損料の削減が可能となった、こういうことが一番大きな、価格を下げて応札出来たと業者側が申ししており、調査する中で、それはそれで妥当だということの判断をしました。それと先程も小野委員がおっしゃいましたように、やはり私は低入札を下回る価格といいますのは、町の設計金額については、あくまでも標準的に用いられる施工上必要な機械、労働力、建設材料等の組み合わせ、標準的な施行能力をもとに国で定める基準単価を基に積算を行い算定したものでありますので、低入札調査基準価格を下回って応札されることは適正な工事が施工されるか疑問が生じます。やはり予定価格内で応札し施工されるのが通常であろうと思っております。しかし町として、やはり安く競争性を発揮していただき、応札していただくことを望むわけであり、先程、小野議員がご指摘のように、ダンピング受注がないような形でより研究しながら失格

金額を決めるということも必要だろうとこのように考えてます。そういう事を含めて、業者選定委員会なりまた契約委員会で議論をしてみたいとこのように考えています。

委員長

他にございませんでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第78号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。谷口下水道課長。

下水道課
長

それでは、継続審査でございます公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まず、現在、発注いたしております町公共下水道工事の状況でございます。

お手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

龍田北汚水幹線2工区工事、図中赤色路線でございますが、現在、シールド掘進機も龍田神社前の人孔に到達し、管内部の設備等撤去作業等が進められており、進捗率といたしまして75%で、平成19年3月28日の完了を目指し、順調に作業が進められておる状況でございます。

そして、面的整備でございますが、五百井1丁目地内、第14工区-1工事、図中茶色路線につきましては、進捗率55%、五百井1丁目から法隆寺南1丁目地内までの、第14工区-2工事、図中水色路

線につきましては、進捗率20%、五百井1丁目・興留4丁目地内、第14工区－3工事、図中柿色路線につきましては、進捗率10%、法隆寺南1丁目地内、第24工区－1工事、図中黄色路線につきましては、進捗率30%、小吉田1丁目地内、第3工区－1工事、図中緑色路線につきましては、進捗率70%、興留9丁目地内、第19工区－1工事、図中紺色路線につきましては、進捗率15%、興留1丁目地内、第24工区－2工事、図中ピンク色路線につきましては、進捗率10%で、各工事すべて本管理設工事が進められておりまして、年度内に完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。

そして、岩瀬橋交差点から竜田川沿いに龍田西2丁目地内および神南3丁目地内の2箇所を施工を予定しております工事につきましては、先ほど議案第77号及び議案第78号でご説明させていただきましたが、図中黄緑色路線が龍田西污水幹線、図中紫色路線が神南污水幹線で議決をいただきましたら、平成20年6月16日まで施工を予定しております工事でございます。

最後に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1－2をご覧くださいませでしょうか。

12月5日現在の状況といたしまして、申請受付件数が1,173件、検査完了総数が1,125件、融資あっせん利用総数が19件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が11件でございます。今後も、更に公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので何卒よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、継続審査でございます公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

小野委員 先程聞いとく方がよかったのかどうかわからないんですけど、今の継続審査の中で聞かせていただきます。先程の議案2つが委員会を通

過しております。本会議通過するまではわかりませんが、そうした時に、龍田西污水幹線、それから神南污水幹線が進んでいくわけなんです、仮に本会議で議会がオーケーを出したということで、契約、本契約ということになって、この継続審議の中に幹線、色んな工事の中に入ってくるんですが、仮に、こういう事はないと思いますが、仮に前回の前田建設工業のように、指名停止をしなければいけない状態になった時に、それは当然契約が済んでますから、工事は進んでいくんだということで解釈してるんですが、確認の意味でちょっと説明をしていただきたいなど、前回は前回ですので、そういう事でこれは進んでいくもんだということでもいいのかどうか、また指名停止ということになったら、それは当然それ以後の入札には指名停止であって、この契約は有効であるという考えでよろしいのかどうか、確認させて下さい。

助 役 仮契約中で指名停止等の問題が生じたならば仮契約を解除する。議会議決後、仮に指名停止等が発生した場合については、これはもう契約をすんでおりますから、その契約通り執行をしていただくと、こういうことでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。
これをもって質疑を終結いたします。
本件については報告を受け、了承をしたということで終わります。
次に、（２）陳情第１号、神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その１）、（３）陳情第２号、神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その２）の２議案を一括議題として進めたいと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。陳情第１号、陳情第２号については一括議題

と致します。

前回委員会での報告後の状況等について理事者の説明を求めます。
藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、継続審議となっております、(2) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(3) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)につきまして併せてご報告させていただきます。

前回の委員会以降におきまして、申請の代理人でありますIAO竹田設計の担当者に確認いたしましたところ、現在の計画を取りやめるべく、事前協議申出書の取下げ手続きを行う方向で事業者であります株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドとの間で話が進んでいるとの連絡がありました。

また合わせまして、IAO竹田設計からは、現在、計画地の土地所有者であります株式会社アゼルが事業主となり、当該土地におきまして、新たにマンション建設の計画が進めているという話がございました。

このことに関連いたしまして、今月3日の日曜日でございますけれども、地元自治会長並びに近隣の住民さんに対しまして、事業者より、本日皆さま方のお手元に参考資料としてご用意をさせていただきました建築概要説明書でございますけれども、これが配布をされたということが確認をさせていただいたところでございます。

この新たな計画に伴いまして、必要となります斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議手続きにつきましては、現在提出されております事前協議申出書の取下願とあわせまして、近日中に手続きを行うということで申しております。引き続き状況の確認に努めることといたしております。また、新たに事前協議の申出や相談がございましたら、地元対応をはじめまして、適切に指導を行ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で陳情第1号、神南4丁目のマンショ

ン建設に関する陳情書について（その１）、陳情第２号、神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その２）につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 概要説明書の１ページに第１種中高層住居専用地域となっておりますが、建ぺい率、容積率が６０の２００と思うんですけども、ちょっと確認なんです、建ぺい率、容積率の要綱に合致しているのかどうかですね、いわゆる建築面積及び５階建てのマンションですけど、容積面積が６０の２００以内になっている、面積提示をしていただきたいということ、風致地区はないと思うんですけども、ないのならないということで確認したいなど、それと開発指導要綱でのその工事に対するいわゆる注意点をクリアしてるのか、ポイントで結構ですので、それとこのアゼルになる前、初回の建設図面と比較してるんですけども、特にＢ棟、Ｃ棟、後ろの方から２枚目の立面図を見てるんですけども、Ｂ棟、Ｃ棟の５階建ての特に住宅地と接する面ですね、北東側の住宅と接する面の屋根の形状がですね、斜めに削られているという風に、前回とは異なる図面になってるんですけど、ただ設計者は竹田設計ということで前回と同じなんですけども、この辺の協議がされて、住民との協議がされて、このようになったのか、施主の方が自らこのように削ってきたのか、その辺の経緯がもしわかれば聞かせていただきたい。それと斜線制限ということで、住宅地に日照時間を確保するという意味でこれされたと思うんですけど、斜線制限の冬場の日照時間、何時間確保するというのをちょっと確認したいと思います。以上です。

都市整備課長 ちょっと最初にお答えさせていただく前に申し上げておきたいんですけども、これはあくまで地元配布されたということは聞いておるんですけども、中身につきましては我々としましては、チェックも

もちろんまだ出来ておりませんし、内容について具体的にお答えできる段階ではございませんので、申し訳ございませんけれども、中身の問題につきましては、事前協議申出書等、町に提出されました後に、またチェックをさせていただいた上で、こういった問題について、お話をさせていただきたいという風に思います。

まず一点目の今現在この図面で確認させていただいて、お答えできる範囲といたしまして、まず、第1種中高層住居専用地域にかかっているというところがございますけれども、これは斑鳩町内全域が中高層住居専用地域でございます。この8,459.86平米につきまして、全体が斑鳩町内ということではございませんので、一部分三郷町域が入っているということで、町内の面積については現段階では確認が出来ておりません。

先程、今冒頭で申し上げましたように、具体的な内容につきましては、まだ協議等もいたしてございませんので、形状等につきまして、北側の住民の方々との協議が出来てるかというところは確認出来ておりませんが、おそらくまだ、まだと言いますか、具体的な協議はまだされてないという状況であろうかと思います。それと、日照時間の関係でございますけれども、この当該計画地につきましては、第1種中高層住居専用地域ということございまして、建築基準法で定められておりますのが、5メートルラインで4時間以上、10メートルラインで2.5時間以上ということになってございます。以上です。

浦野委員　また今後、協議の中で詳細がわかってきた時点でまた調べていただきたいということを要望して終わります。

小野委員　今、突然私これ聞かせていただいたんですけど、申し訳ないんですけど、議会としてね、どうするべきかなんですね。浦野委員はその内容について調査してもらいたいという形ですが、課長の答弁はそれで私は正しいのかなと思いますし。この陳情書はね、前の形でこういう具合に進められてるのをどうかしてほしいという陳情書やったと思う

んですけどね。今これその取下げの方向でされておって新たに出てくるという、だからそれが12月3日に地元、この陳情者の方へこういう事前の説明をされとったと解釈してよろしいんですね、今の説明ではね。そうしたところで陳情者の方から何ら議会の方へ何も言うて来てないしね、これは議会の方でこの陳情についてのことは一旦止まったということになるんだと、議会としてはこの陳情書をそのままずっとこうやっていくわけにはこれはいかないと思います。だからその点もしっかりと陳情者の方とも聞いてみたりね、そうされて、委員会で結論出していくべきかなとそのように思うんですがね、前回の委員会でもね、継続をしていこうということなんですがね、今回突っ込んだ話を今していてもね、陳情者の、前の者に対する陳情は一旦取り下げの方向だという報告も受けてるんですね。そのことを確認して委員会としては結論出したらいいかんと思うんですけどね。この内容についてどうのこうのということも、この通り出てくるのかわからない。この内容でやったら陳情者はオーケーなのかもわからないし。私らがどーのこーの判断するのは、その後だと思うんです。その点、委員長皆さん諮ってもらったら、私はね、今日の委員会ではね、まだ今こういう状態やいうのを聞かせてもうただけやからね、今回も継続という形にしてもらってやはり陳情者と委員長、副委員長お手数かけますが、話をしてもらって、次回の委員会でね、この陳情についての結論を出していったらいいかん。そうした段階でその時点では事前協議の提出が正式にされてるかもわからないし、そのようにされる方がいいかなと思います。今そういう状況が変化があったということだけお聞きして、継続にしておくべきだと思うんですが、えらい先走って申し訳ないんですが、ちょっと提案させていただきます。

吉川委員 小野委員おっしゃる通りだと思うんですけども、それ出てきた時点で今小野委員がおっしゃったように取扱いをしていただくわけでございますけれども、私前回も申し上げてますように、特に今この前の国道25号線の関係で25メートルにするということで調査ですか、

をやっていたいてるようですけれども、それとの関連だけはですね、私はこれ仮に今この図面の出ておるのは18メートル都市計画道路の関係でこれだけ引いてもらっていると、こう私は解釈してますんでね、是非とも全員協議の時にはそのことをですね、理事者皆よってですね、出来れば委員会で諮ってもらって、どこまで規制できるかというのは難しい問題だと思うんですけれども、町も一緒なんですけれども、どういう手順と言うんですか、になるんかちょっと参考までにお聞かせ願いたいと思います。

都市整備
課長

今ご質問いただきました件でございますけれども、この25号線、三室から王寺方面に向けまして、現在、都市計画の変更のための設計がなされているということでご報告を申し上げておったところでございますけれども、この中でこの陳情にかかりますマンション計画につきましても情報として提供させていただきまして、それを考慮しながら都市計画の法線等を検討していただいているということでございます。現状では今の18メートルでしか規制を、規制と言いますか、指導をするということができませんけれども、時期的に計画が定まっておりましたら、新たなその線でもって指導していくということを出れるわけですけれども、引き続きこれが近々出てくるということになりますと、やはり今の18メートルの都市計画ラインでしか具体的な指導をしていくということにはならないかという風に思ってます。

吉川委員

その18メートルから25メートルにされる設計を今やっていたいでいるのは、この前にも報告いただいたわけなんです、その出来上がんのはいつ頃ででんね、一番あれなのはやはり都市計画決定をうってもらえたら、私は今課長申し上げてるように、この面についても指導が出来るんじゃないかと私そう思いますんで、どの辺までそれが進んでおるんか、把握しておられるんならいつ頃、設計が完成なってますね、後の手続きはどういう方法でやられるのか、そこらわかってあったら教えといていただきたい。

都市整備課長 　ただ今、国の方で計画を進められております予備設計でございますけれども、これは平成19年2月17日に委託業務の工期を迎えるということになってございます。それで一応の計画が出来るということでございますけれども、その後、我々斑鳩町、あるいは三郷町、王寺町、関係自治体等も道路管理者等も協議を経まして、都市計画の変更の手続きに入っていくということでございまして、その辺りの具体的なスケジュールについてはまだ現在、把握できていないということでございますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いをします。

吉川委員 　私は毎回お願いしてますようにですね、パークウェイもおかげさんで進んできて、三室交差点から今説明あった昭和橋までの間ですね、これは私18メートルでは到底、本当にその一番害を被るのは私は斑鳩町じゃないかと思う。是非ともこの業者にも協力を願ってですね、それがスムーズに行くように最善の努力をしていただきたいかように思いますのでよろしくお願いをしておきます。終わります。

委員長 　先程も話ありましたように、マンションの継続云々ということで、他の委員さんにもちょっとお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

浦野委員 　先程、小野委員の方からおっしゃっていただいたように、今の段階ではこれを提出されただけの段階ですから、審議も何も出来ないと思っておりますので、今日のところはこの辺の審議で終わっておくと、小野委員のおっしゃったように、結構でございます。

小野委員 　審議じゃなくてね、陳情の主旨とこれとは違うということだけやからね、まだその私ら審議するのは陳情受けての審議ですから、この資料のことはまだ何も審議する必要もないし、その陳情者がね、こういう方向に行ってる段階で、前の陳情書をどうされるのかね、それもま

た新たな陳情書出た時に考えてもいいやないかということであったら結論出してしまってもいいと思うんですがね、その点の進め方についてね、決めていただいたらいいと思いますし。

中川委員 陳情第1号、2号についてのこのマンション建設の予定と言うんか、取下げをされた時点で継続から外れるという形で、今のこの地元説明あった物件に対して、地元の住民の方が何の異論もなく、斑鳩町議会に対してですね、陳情が出て来ない場合もありますんで、出て来た時には出て来た時の対応の仕方を考えると。前の物件に対して、取り下げられた時点で継続から外してもらうという形でいいのではないかなと思います。

委員長 今の各委員さんから聞かせていただきまして、この陳情に対しまして、陳情者である自治会に対しまして、今回こういう形で概要説明は出て来ております。今回これに対しまして、まずはその自治会の陳情者にどういう形で捉えられているんかという旨のことをまた聞かせていただいていたと思います。そのことについてまた今小野委員さんから言われましたようにまずは継続をうって、で、そういった内容の調査を委員会としてして行って、またその後において協議をしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

皆さんそういう形でよろしいでしょうか。

そういう形にさせていただきますので、引き続き審議していくということにいたしますので、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それではここで休憩をいたします。50分まで休憩をいたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長

では再開いたします。

次に、各課報告事項について、(1) 議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち、当委員会所管に関するものについてですが、(3)の審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、及び(4)の斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則(案)についても関係することから一括議題とし、説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

(1) 議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、(3) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、(4) 斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則(案)についてを一括議題と致します。理事者の説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、報告事項(1) 議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、(3) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、(4) 斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則について、につきまして、続けてご説明を申し上げます。

まず、(1) 議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてでございます。この条例は「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」の規定に基づき、審議会等附属機関等の組織及び運営等について見直しを行うことに伴いまし

て、関係する条例の一部の改正を行うものでございます。

なお、審議会等附属機関等の見直しに係る取りまとめにつきましては、次に報告いたします、審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則も含めまして、議会運営委員会にお願いをすることとしておりまして、これから説明を申し上げますのは、当委員会の所管に係るものでございますので、その点、お含みをいただきますようよろしくお願いいたします。

また、前回の委員会の後、去る11月17日及び11月29日に開催されました議会運営委員会におきまして、斑鳩町旅館建築審査会と斑鳩町遊技場建築審査会につきまして、統合を図れるのではないかとというご意見並びに斑鳩町営住宅入居者選考委員会を廃止してもよいのではないかとというご意見をお聞きするなかで、庁内で検討を行いまし、取り纏めをいたしましたものでございますので、前回委員会での報告から内容が変わっているところがございますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料番号2-1をご覧くださいと思います。

審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例新旧対照表、1、斑鳩町附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）というタイトルのページでございます。

これは、斑鳩町附属機関設置条例の改正内容を表したものでございまして、表の左側が「新」といたしまして、改正後の規定を、表の右側が「旧」といたしまして、現行の規定を表したものでございます。

まず、本条例の改正理由といたしまして、1点目は、斑鳩町旅館建築審査会及び斑鳩町遊技場建築審査会に関しまして、それぞれの委員の選任基準等が類似しておりますことから、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会と名称を改めまして、統合を図ることに伴うものでございます。

また、2点目といたしまして、現行の町営住宅の入居者の募集に際しまして、申込者数が募集戸数を越える場合、入居者の選考につきましては、斑鳩町営住宅入居者選考委員会におきまして、住宅に困窮し

ている度合いから順位を審議していただいておりますが、実際には住宅困窮順位を決定しがたく、公開抽選を行っておりますことから、斑鳩町営住宅入居者選考委員会を廃止いたしまして、公開抽選を前提とした選考を行うよう変更することに伴うものでございます。

内容といたしましては、斑鳩町附属機関設置条例の別表の内、附属機関の名称を「斑鳩町旅館建築審査会」から「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」に改めまして、「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」の担任する事務を、「旅館、パチンコ店等及びゲームセンターの建築について町が同意を求められた場合に、町長からの諮問に対しての審議に関する事務」といたしております。

また、「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」につきましては、廃止することに伴いまして別表から削除いたしております。

それでは、ページを1枚お開きいただきたいと思います。審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例新旧対照表、5、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例の一部改正（第5条関係）という標題の資料をご覧ください。

これは、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例の改正内容を表したものでございます。

まず、改正後の第2条第2項関係でございます。

これは、旅館を建築しようとしている建築主から町長へ同意の願出があった場合は、統合後の審査会に諮り決定するという規定でございまして、現行、第4条第2項で規定しておりましたものを、本項におきまして、規定するものでございます。

続きまして、現行の第4条の削除についてでございます。

まず第1項につきましては、統合後の審査会の設置規定を、斑鳩町附属機関設置条例に置くことに伴いまして、本条例から設置規定を削除するものでございます。

次に第2項につきましては、先に説明をさせていただきましたように、本項で定めております事項を改正後の第2条第2項で規定することに伴い、本項を削除するものでございます。

続きまして、現行の第5条の削除についてでございます。

本条第1項及び第2項は、審査会の組織について定めた規定でございますが、統合後の審査会の組織に関する規定は、後程ご説明を申し上げます規則で定めておりますことから、本条を削除するものでございます。

最後に第4条及び第5条を削除することに伴いまして、現行の第6条を第4条に改めるものでございます。

以上が、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例の改正内容でございます。

それでは、ページをもう1枚お開きいただきたいと思います。審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例新旧対照表、6、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部改正（第6条関係）という標題の資料をご覧くださいと思います。

これは、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の改正内容を表したものでございます。

まず、第5条第2項関係でございます。これは、審査会の統合に伴い、審議会の名称を、「遊技場建築審査会」から「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」に改めるものでございます。

続きまして、第9条の削除についてでございます。

まず、第1項につきましては、統合後の審査会の設置規定を斑鳩町附属機関設置条例に置くことに伴いまして、本条例から設置規定を削除するものでございます。

次に、第2項及び第3項につきましては、審査会の組織に関する規定でございますが、統合後の審査会の組織に関する規定は、後程ご説明を申し上げます規則で定めておりますことから、本項を削除するものでございます。

最後に、第9条を削除することに伴いまして、現行の第10条を第9条に改めるものでございます。

以上が、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に

関する条例の改正内容でございます。

それでは、ページをもう1枚お開きいただきたいと思います。審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例新旧対照表、7、斑鳩町都市計画審議会条例の一部改正（第7条関係）という標題の資料をご覧くださいと思います。

これは、斑鳩町都市計画審議会条例の改正内容を表したものでございまして、今回の改正点は、都市計画審議会の委員定数の変更でございます。

当審議会は定数25人以内となっておりますが、現在、学識経験のある者が15人と町議会の議員が3人の合計18人で構成されておるところでございます。

参考に申し上げますと、県内の市町村の委員定数の状況といたしましては、奈良市、橿原市、桜井市が25人以内となっております、その他の9市では、10人以内から20人以内という状況でございます。

また、町村でございますが、まず、生駒郡内におきましては、平群町が14人以内、三郷町が5人から15人以内、安堵町では10人以内ということになっておりまして、その他の町村では、10人以内から17人以内というような状況になっておるところでございます。

このように当町では、市に準じた委員定数となっておりますことから、選出基準の精査を行いながら、定数減につきまして、検討をしております。

まず、条例第3条第1号におきまして、現行、「学識経験のある者」につきましては、21人以内と規定されておりますが、これを「識見の有するもの」と表現を改めまして、12人以内といたします。

また、同項第2号におきまして、町議会の議員につきましては、4人以内と規定されておりますものを、3人以内に改めるものでございます。

町議会議員の選任につきましては、都市計画審議会の組織及び運営について規定をしております「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に基づきまして、

町議会の議員の方から選任することが定められていることによるものでございます。

この改正によりまして、都市計画審議会の委員数は現行の25人以内から、改正後は15人以内となりまして、10人の減少となります。

以上が、斑鳩町都市計画審議会条例の改正内容でございます。

それでは、ページをもう1枚お開きいただきまして、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例新旧対照表、8、斑鳩町町営住宅条例の一部改正（第8条関係）という標題の資料をご覧くださいと思います。

これは、斑鳩町町営住宅条例の改正内容を表したものでございまして、斑鳩町町営住宅入居者選考委員会を廃止し、公開抽選を前提とした選考を行うことに伴う改正となります。

具体といたしましては、第9条第1項にて、申込者数が募集戸数を超える場合の選考を公開抽選により決定する旨を定めております。

なお、同条第2項におきまして、特に住宅困窮度の高い者については、入居に関し配慮することができる旨を規定しております。

また、次のページとなりますが、第9条の2で定めておりました、斑鳩町町営住宅入居者選考委員会に関する規定につきましては、同委員会を廃止いたしますことに伴い、削除をいたしております。

以上が、斑鳩町町営住宅条例の改正内容でございます。

なお、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の施行日は、平成19年4月1日からといたしておりますが、4月1日以前に審議会の委員の職にある者につきましては、任期満了までの期間につきましては、従前の例によるものとする在任の特例を付則において定めております。

以上、議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、（3）審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、ご説明申し上げます。

資料2-2をご覧くださいと思います。

「審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則(案)」という標題のものとなります。

新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきたいと思いますので、ページを1枚お開きいただきたいと思います。審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則新旧対照表、5、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部改正という標題のページをご覧ください。

これは、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の改正内容を表したものでございまして、まず、第1条関係でございます。

これは、今回の条例改正により、引用する条名が変更となることに伴いまして、改めるものでございます。

続きまして、第2条第1項関係でございます。これも、今回の条例改正により、条例の第2条に新たに項を追加することに伴い、引用する条名を条例第2条第1項に改めるものでございます。

続きまして、第4条から第7条までの削除についてでございます。

現行の規則におきましては、第4条に「審査会の委員」、第5条に「審査会の会長」、第6条に「審査会の会議」、第7条には「審査会の庶務」について、それぞれ規定をいたしておりますが、旅館建築審査会と遊技場建築審査会の統合に伴いまして、統合後の審査会の組織及び運営に関する規定は、後程ご説明をさせていただきます規則で定めておりますことから、これらの条項を削除するものでございます。

最後に、第4条にその他といたしまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定めるという規定を追加しております。

以上が、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の改正内容でございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則新旧対照表、6、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則の一部改正(第6条関係)という標題のページをご覧ください。

これは、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則に関する改正内容でございます。

まず、第10条から第13条までの削除についてでございます。

これは、第10条は審査会の委員、第11条は審査会の会長、第12条は審査会の会議、第13条は審査会の庶務に関する規定となっております。統合後の審査会の組織及び運営につきましては、新たな規則で定めておりますことから、これらの条項を削除するものでございます。

最後に、第10条から第13条までを削除することに伴いまして、現行の第14条を第10条に改めるものでございます。

それでは、ページをもう1枚お開きいただきまして、審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則新旧対照表、7、斑鳩町町営住宅条例施行規則の一部改正（第7条関係）という標題のページをご覧くださいと思います。

これは、斑鳩町町営住宅条例施行規則の改正内容でございます。現行の第4条におきまして、入居者選考委員会に関する規定を定めておりましたが、今回、入居者選考委員会を廃止いたしますことに伴いまして、第4条を削除と改めるものでございます。

以上が、斑鳩町町営住宅条例施行規則の改正内容でございます。

続きまして、審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則の施行日でございますが、表題のページにお戻りいただきたいと思っております。

資料の中段、下あたりの付則をご覧くださいと思います。

審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則は、付則第1項におきまして、平成19年4月1日より施行することといたしておりますが、付則第2項及び第3項におきましては、施行の際、現に審議会等附属機関の委員の職にある者については、任期満了までの期間については、改正前の各規則によることといたしております。

また、付則の第4項におきましては、町営住宅入居者選考委員会を

廃止することに伴いまして、当委員会の運営について規定をいたしております斑鳩町営住宅入居者選考委員会規則の廃止を規定しております。

以上で報告事項（３）審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項（４）でございます、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則について、ご説明を申し上げたいと思います。

この規則は、斑鳩町旅館建築審査会と斑鳩町遊技場建築審査会を斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会として統合することに伴いまして、統合後の審査会の組織及び運営等に関する事項を定めたものでございます。

それでは、お手元の資料番号２－３をご覧くださいと思います。この説明に際しまして、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会を審査会と省略した形でご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、第１条から順次ご説明を申し上げます。

第１条は、趣旨といたしまして、本規則は審査会の組織並びに運営その他必要な事項について定めるものである旨を規定したものでございます。

続きまして、第２条は、審査会の所掌事務について定めたものでございまして、所掌事務を旅館、パチンコ店等及びゲームセンターの建築に伴う同意や斑鳩町旅館建築の規制に関する条例並びに斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等に規制に関する条例の施行に関する重要な事項に関する調査及び審査といたしております。

次に第３条は、審査会の組織について定めております。第１項におきまして、審査会の委員の人数は旅館建築審査会並びに遊技場建築審査会の人数と同様の５人以内といたしております。

また、委員につきましては、識見を有するものの内から必要の都度、町長が任命することといたしております。

また、本条第２項におきまして、委員の任期といたしまして、各事

案における審議の終了までといたしております。

次に、第4条は、会長について定めたものでございまして、第1項におきまして、会長の設置及び選出については、委員の互選とすることを、また第2項におきましては会長の職務を、また第3項におきましては、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理することを、それぞれ規定しております。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。第5条でございまして、第5条は、会議について定めたものでございまして、第1項におきまして、会議は会長が召集し、議長となることを規定いたしております。また、第2項におきましては、議事に関する規定をさだめたものでございまして、審査会は委員の過半の出席を以って成立すること、並びに議事は、会議に出席した委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところによることといたしております。

続きまして、第6条は、庶務について定めております。審査会の庶務は、都市整備課において処理することといたしております。

最後に、第7条は、その他といたしまして、この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものといたしております。

なお、施行日につきましては、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の施行日にあわせまして、平成19年4月1日となっております。

以上、報告事項(4)斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則についてのご説明とさせていただきます。

なお、資料2-4といたしまして、お手元に配布をさせていただいたおります資料でございますけれども、A3版の資料でございます。

これは、今回の審議会等附属機関等の見直しを行いました結果に関する一覧表となっております。参考としてご覧いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、長くなりましたが、報告とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

委員長

説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員

資料2-1の部分の、町営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表なんですけど、現在の9条をこのように改めるということなんですけど、その主旨はわかるんですけど、廃止するというところでね、それに関連してるのをみな削除していく。そうした中で、現行の9条の第2項が、少しちょっと向きを変えて新しく9条の2項、町長は前項の規定にかかわらず、特に住宅困窮度の高い者については、入居に関して配慮することができるという言葉、度合いの高いものから入居者を決定するというように改められております。このことについては、配慮することができるということ、どれぐらいの範囲までいけるのかなということも考えて見させていただいてたんですけど、現行の第9条第5項にね、例えば心身障害者または生活環境の改善を図るべき地域に居住する者でと、これが町長が割り当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる、こういう項もあります。現在ね。この項は、この項が削除というか、この項を新しい方へ持ってくるのには、別に今、住宅入居者選考委員会を廃止することに関してね、別に差し障りないんじゃないかなという感じに思うんですけど、この現行の5項を新の方にどのように反映されてるのかね、その点についてちょっと説明を加えていただければありがたいと思うんですけど。

建設課長

町営住宅の入居者の選考についてでございますけれども、今、小野委員おっしゃられたように、新しく新の方で入居者の選考、9条とそれから2項に今配慮することということを入れるか入れないか少し迷った部分がございます。この部分については非常にその配慮という度合い、というかどこをどういった判断基準というのが非常に難しい部分もございまして、町営住宅条例の第5条に公募の例外というのがございまして、そこには町長は次の各号に掲げる事務にかか

るものを公募を行わず町営住宅に入居させることができるという項目がございまして、この中に災害によるものとか、そういったすぐに対応というか、緊急的に一時的に対応していかなければならないということも踏まえて、こういう9条の中にそういった配慮をすることができるという項目を入れさせていただいております。以上です。

小野委員　新しい方のね、その配慮することができるというのは、多分そうだろうなど、誰が見てもそういう災害の時にはね、前例もあることであり、受け入れをしなければいけないということですね。そうしたところで現行のね、その9条の5項、これがね、心身障害者またはというこの人たちを優先的に選考して入居させることができるという項目があったんですね。これと色々今までから議論させていただいてました建替え事業についてね、そこら配慮してるんかとかいうことで、目安の方についてはある程度の配慮をしていただいたと、その建築していく中ではね、色々私どもも建設水道常任委員会にいる時に色々視察させてもらってその意見を組み入れてもらって、そしてわずかと言ったら失礼ですけど、そういう配慮をされた町営住宅が建設されたことはありがたいんですが、今度の新しい中で、今課長が5条ですか、それは手元にないんですが、そういうことで配慮されて、それでカバーできて、今の現行の9条の5項についてはね、どういう配慮が、どういうカバーと言うかフォローですね、を考えておられるのかなというのは、特に心身障害者等からね、グループホーム云々の話もありますし、それらに対してのこの9条の5項がなくなれば、そういうことは物理的にと言うか、条例的に進んでいかなくなるんじゃないかなと、町長も常にやさしいという言葉を使っておられますが、それらのことで、この今の条例改正でそれらが完全にシャットアウトされるような懸念が私は今直感的にしたんです。だからそういうのはどこかでフォローさせていただいてるんだろうなと思うんですが、それらの点についての考え方をお示し願いたいと思います。

町 長

今、小野委員ご指摘の関係等につきまして、特に9条の5項の関係等、障害者等の関係、グループホームの関係等については、今現在、我々としては、興留東住宅の町営住宅の関係等について担当と話をしながら、興留東住宅の関係等について、どこかへ移転ということについてはなかなか受け入れてもらえない状況でございますから、現状でいくとすれば、そういう方々とのご了解の話の中で、グループホームをしていきたいという気持ちでございまして、今現在そういう話をさせてもらって、それと併せて、そういう関係になりますと、今現時点の興留東町営住宅の改良というのか改築というのか、何らかの今現在住んでおられる方々の改善をしていくということも踏まえてですね、考えております。今、小野委員もご指摘のように、5項がなくなったということの中で、特にそういう関係等、議会からも強い要請ございますし、我々としては、町としても、そういう受け入れ態勢等について積極的に考えておるわけでございますから、そういう中では特に2の関係等について、9条の2にそういう文言については議会とも相談を申し上げながら、考えてまいりたいと。特に2の関係等については、なかなか町長は入居に関して配慮することができるということ書いておりますけれども、特にそういう点については、議会等ともどもご相談申し上げて、そういう関係等についてはやっぱり相談者等あるいはそういうものについては便宜を図るのかそういう関係等については我々としても考えてまいりたいと思っております。

委員長

他にございませんでしょうか。

中川委員

この議案第61号につきましてはね、先程もありましたが、議会運営委員会に付託をしていただいているということで、ここで答弁を求めるつもりはありませんが、なぜこの斑鳩町営住宅入居者選考委員会を廃止しているにも関わらず、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会にという書き方になってんねということを初日の本定例会初日の全員協議会でそういう意見が出ていましたので、次回の18日の議会運営委員会

で、小野委員長にも申し入れをいたしまして、答弁をいただけるよう
にお取りはかりをいただきたいと思います。

せやから、この場ではその答弁ありませんけど、やっぱりそういう
ことがね全員協議会で出てましたので、18日の議会運営委員会でそ
ういう形をとっていただきたい。

小野委員 私は議会運営委員会の委員長ですので、あまり私の方から言うこと
は差し控えたいと思いますので、同じようにこの建設水道常任委員会
から議会運営委員会へ来ていただいております浦野副委員長の方でそ
ういう意見を的確にやっていただければありがたいなと思います。も
し、そういう全協云々、私も当然おりましたので、担当からも、担当
からもとおかしいんですけど、打合せの段階できちっと答弁出来る
ようにちゃんと検討していますんで、議長心配していただいているのは
ようわかるんですがね、また総務部長とね、相談させていただきます。

委員長 他にございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

(1) 議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例
の整備に関する条例について、及び(3)の審議会等附属機関等の見
直しに係る関係規則の整備に関する規則についてのうち、当委員会所
管に関するものについて、及び(4)斑鳩町旅館及び遊技場建築審査
会規則(案)について、当委員会として了承することにご異議ござい
ませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

本案については、当委員会として了承することと致しました。

次に(2)議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第
3号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の

説明を求めます。堤都市整備課参事

都市整備
課参事

議案72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。都市建設部に係りますものにつきましてご報告させていただきます。

予算書に関する説明書の10ページをご覧ください。まず、歳入でございます。第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第3目、土木費国庫補助金、補正額、625万円につきましては、第1節、道路橋りょう費補助金でありますけれども、これにつきましては、交通安全施設等整備事業にかかるものでございまして、補助金の要望をいたしました。補助要望額を上回って配分があったことによりまして、増額をお願いするものでございます。

次に13ページをご覧ください。第21款、町債、第1項、町債、第3目、土木債につきましては、310万円の補正額でございます。第3節といたしまして、JR法隆寺駅周辺整備事業債、310万円の増額であります。これにつきましても、先程の国庫支出金の増額によりまして町債の増額であります。

次に、歳出であります。23ページをお開き下さい。第5款、農林水産業費、第1項、農業費、第2目、農業総務費であります。補正額7万5千円あります。

続きまして、次のページ、24ページであります。第6款、商工費、第1項、商工費、第1目、商工総務費でありますけれども、1万7千円の増額あります。

次に、第7款、土木費、第1項、土木管理費、第1目、土木総務費につきましては、515万6千円の減であります。

続きまして、第7款、第4項の都市計画費であります。第1目、都市計画総務費であります。325万4千円あります。

以上につきましては、人事異動等によりまして人件費の補正であります。

続きまして、26ページをご覧ください。第8目、JR法隆寺駅周辺

整備事業費であります。1, 182万円の増額であります。これにつきましては、第15節、工事請負費で502万円、これにつきましては、南口広場等の整備事業費の増であります。第17目、公有財産購入費であります。680万円でございます。これにつきましては、JR駅周辺整備事業の用地費であります。

次に、歳入でご説明いたしました、補助金が上回ったことによりまして、加配されたものでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、6ページにお戻りいただきたいと思ひます。第2表、繰越明許費であります。第7款、土木費、第4項、都市計画費、事業名、JR法隆寺駅周辺整備事業であります。8, 386万9千円あります。これにつきましては、北口広場からの306号線までのバイパスといたしまして、踏切間におけるJRとの用地交渉中であることから、本年度内に事業が執行出来ないことによりまして、繰越をお願ひするものでございます。

続きまして、第4表、地方債の補正であります。5. JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして、310万円の増額を限度額といたしまして、1億4, 220万円に限度額を引き上げるものでございまして、これは先程言ひました、第21款、町債でJR法隆寺駅周辺整備事業債の増額によりまして引き上げでございまして。

以上が、都市建設部にかかります平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて、当委員会として

了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本案については、当委員会として了承することと致しました。

次に、(5) 前回委員会の指摘事項について、理事者の報告を求めます。加藤建設課長。

建設課長

それでは、(5) の前回委員会の指摘事項についてということで、3点ご指摘をいただいております。

その1点目についてでございますけれども、三代川改修に伴いまして、軽便鉄道跡地の処分について、その部分以外に町有地が存在するのかどうかということがございます。これにつきましては、調査いたしました結果、町有地はございません。

それから、2点目の御幸大橋の右折レーンについて、これらについて、経過、進捗状況についてということでご意見をいただいております。この御幸大橋の右折レーンにつきましては、県の方で、平成16年度から橋りょうの拡幅方法の予備検討を行い、河川の流下能力に支障のない構造の選定について、河川管理者と協議を行われており、今年度は郡山土木事務所が斑鳩町側の橋脚5基のうちの2基、橋脚下部工の2基の工事を既に12月の24日から来年3月27日の工期で工事が現在もう行われているところでございます。それから、来年度以降、高田土木事務所が河合町側の橋脚下部工3基の工事を実施し、併せて上部工の拡幅工事も行い、右折レーンが設置されていくということで確認をいたしております。

以上が、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋の右折レーンについてでございます。

それから、3点目につきましては、資料3で提出させていただいております。龍田川の改修工事についての要望事項ということで、町の

方に提出いただきまして、平成4年の1月にこの要望事項について、町の対応なり考え方を纏めさせていただいた当時の文書の写しでございます。この14項目の要望事項について、今現在、全体の、個々にはご説明いたしませんけれども、3点だけまだ不十分な部分、まだ出来ていない部分がございますので、それだけ簡単にご説明をさせていただきたいという風に思います。

まず、1の堤防の道路を6メートルにして町道にしてもらう事ということで、併せてガードレールの設置もということでございます。これにつきましては、幅員6メートルで整備していくという基本的な考え方で実施はしておりましたけれども、一部6メートル未満の部分もありますけれども、地元と協議をさせていただいて、理解をいただき整備を行ってきたところでございます。

それから、4の神南より森中氏の方に出る道路の安全対策ということでございますが、当時、森中氏宅の移転についてご本人にもご協力をお願いし、その費用負担について県とも協議を行ってまいりましたけれども、まだ移転に至っていないのが現状でありまして、そういったことが整理できてからの、道路の整備なり、交通安全対策を行っていくことになろうかという風に考えております。

それから、12の塩田橋の兩岸に信号機をつけるということでございますけれども、当時、現時点での交通量では難しいと考えるという風な表現で回答させていただいておりましたけれども、県の公安委員会の方にも要望を行ってきたところでございますけれども、現在まで設置されていないという状況でございます。

一応、14項目の内、それ以外については、完了してるということで確認をさせていただいているところでございます。

以上、前回の指摘事項についての答弁として出させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員 今、報告いただいたんですけれどもですね、前の議事録読んでもう

てんのかな。私は図面で示してほしいということで、軽便鉄道のこの前図面もらった残りですね、富雄川まで、みな町道でないという報告は受けてますんでわかりますけれども、何筆ぐらいでないしてその払い下げになってんのかですね、ほんで道路は通学路になってますね。あの関係はどうなってんのかね。ちょっと現場通ったことあるんやけども、ちょっと図面でこう説明をもらわないとですね、今は町有地はないということは確認させてもらいましたんでね、出来ますればやはり図面ですね、お願いしたい。もう町有地がないということでございますんで、私はもうあえて次に出してくれと言いませんけれどもですね、やっぱり答弁でそう答えていただいているんでね、やっぱりその方向で私は出してもらいたいと思いますねん。図面見るだけでもうすぐ私らも理解できますしですね、ただ聞く、口答で聞いているだけではちょっとわかりかねない部分がございますんで、出来ますれば、今後是非ともそういう方向でお願いをしたいというお願いをしておきます。

あと、この覚書の関係なんですけれども、私は確かに1については今出来てる所についてはもう町と話し合い出来ましてですね、神南としてももうそれ以上の工事は望めないし、また大きな費用かかりますんで、あえて6メートルにせえとは言いません。ただその代わりにやってもらった事もありますんで、結構なんですけども、やはり森中さんとの関係をね、あこはご承知のように安堵斑鳩王寺線、16メートルの計画道路のところに突っ込んでるわけですね。だから今、県でやってもらったといたら、これは個人的な考え方ですけども、今後町でやる時にそれが生かせる、町の費用が助かると私は思うんで、前々からこれは何とかしてほしいということで県会議員にもお願いし、やっておるわけですけども、未だに前には本人の了解とって来いて言わはるから、本人の了解までとってきてますねや。それが一向に進まないのそういう、私の言い方が悪かったんかもわかりませんが、そこら一つご理解願いたいと。やっぱり斑鳩町で決めて16メートルにしようとかうやっているところをたまたま県の河川の改修で県が私はやって

もらえるやつは本意にこう努力してですね、県でやってもらえるように理事者もそうでございますけれども、私たちがやっぱりそれに向かって努力すべきだとかように思いますので、今後とも一つよろしくお願いをしておきたい。回答、返答は結構です。

委員長 他にございませんか。

吉川委員 先程も申し上げましたように、今課長の方からもこれ12番で神南の大橋、信号機を付けてほしいということなんですけれども、あこ本当に危険で調べてもらったら事故起こってる件数もわかると思いますねん。前にも道路の上の方へ一旦停止のあれを付けてほしいという要望もしたわけなんですけれども、それもやってもらってない。特に危険な個所でございますので、また先程、下水道の時にもお願いしたようにですね、最善の安全対策をですね、私は特にお願いしておきたいと思います。えらいすいません。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 理事者の方から報告しておくことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したという事で終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けいたします。

小野委員 数年前から色々担当課で検討していただいて、守谷池の整備ですが

ね、数年に渡ってやっていただいております。私が所属している錦ヶ丘の自治会、それから守谷の水利組合の方にも色々話していただいて、担当課で鋭意色々検討してもらって、やってきて、何年かに渡ってやってきてもらってありがとうございます。それでちょっとお聞きしたら、今回、先日、発注されたので一応その事業は終わりだと聞いたんですがね。この話をようさせていただいた当時、上池という、上池の住宅地との境の中にね、何か当時2箇所の方からね、片方は自治会長、片方は今民生委員さんされてる方なんですがね、そこの方からこういうことでどうだろうという話を受けてね、その上池の木の扱いについてね、一緒にやっていただけるだろうということで当時の担当の人には色々調査して、今もう退職されてますのでね、その方にもどうのこうのはないんですがね、その点も踏まえてこの事業をやっていただいたという経緯があるんです。そしたら今回最終に発注された中身の工期の中にそれが入ってないように思うんです。その点についてね、担当の課長に聞いたら、自治会とも協議しながらやってきてますということですが、私は今の民生委員されてる方に、まだ続くだろうという考えの下で何も聞いてないんです。確認もしてないんです。まことに申し訳ないんですけど、今の事業で終わるとなった時にその当初もう1箇所の中でこの守谷池と住宅地の中のそういう障害物がある、それについての対処、どのように処理していかれるのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

観光産業
課長

ただ今の守谷池整備工事にかかることでございますけれども、守谷中池の東部分と上池の堤防の法尻の部分、この部分を適正化事業をもって平成16年度から進めております。委員おっしゃるように、本年度で完了を予定いたしておるところでございます。それとただ今のご質問の立ち木と言うか雑木についてでございますが、現在、工事を行っている中池につきましては、工事に伴って年次毎に伐採処分を行っているところでございます。また、上池の東側部分にあたる所でございますが、今回、上池の堤防の一部を工事をする関係上、池水を放流

されることによりまして、その際に自治会に或いは関係者の方からの要望をいただいておりますので、その中で調整を図る中、当該池の管理者であります守谷水利組合長の方で伐採処理をされる方向で現在、地元自治会長とも話し合いを進めてまいっておりますのでございまして、当水利組合の方で対処することで話を終えておるところでございます。

小野委員 そのことね、ちょっともれておったらね、誠にその人にも申し訳ないかと、今の工事の区間内にはその部分は入ってなかったように、この入札結果のあれでしか、図面を見てませんのでわからないんですが、是非ともその今年度で終わられるのに、その処理も忘れずに、どういう形で出来るんかちょっとわかりませんねけどね、やっていただけたら、そういうことお願いしておきます。以上で、結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前11時53分 閉会)